

改 正 案	現 行
<p>（分別解体等に係る施工方法に関する基準）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載し なければならぬ。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当 該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が 次項本文、第四項本文及び第五項本文に規定する順序により難 い場合にあつてはその理由</p> <p>五 八（略）</p> <p>3 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなけれ ばならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技 術上これにより難い場合は、この限りでない。</p> <p>一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装 材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五 年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主 要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し</p> <p>二 屋根ふき材の取り外し</p> <p>三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐい を除いたものの取り壊し</p> <p>四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し</p> <p>4 前項第一号の工程において内装材に木材が含まれる場合には、 木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物 となったものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取 り外してから、木材を取り外さなければならぬ。この場合にお</p>	<p>（分別解体等に係る施工方法に関する基準）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載し なければならぬ。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当 該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が 次項本文及び第四項本文に規定する順序により難い場合にあつ てはその理由</p> <p>五 八（略）</p> <p>3 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなけれ ばならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技 術上これにより難い場合は、この限りでない。</p> <p>一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装 材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五 年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主 要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し</p> <p>二 屋根ふき材の取り外し</p> <p>三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐい を除いたものの取り壊し</p> <p>四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し （新設）</p>

いは、前項ただし書の規定を準用する。

5| 建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工
の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合に
おいては、第三項ただし書の規定を準用する。

一〇三 (略)

6|
7| (略)

4| 建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工
の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合に
おいては、前項ただし書の規定を準用する。

一〇三 (略)

5|
6| (略)